

令和6年3月25日

青森県教育委員会第902回定例会

期 日 令和6年3月25日（月）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1	開 会	
2	報 告	
	○報告第1号	議案に対する意見について …………… 1
3	議 案	
	○議案第1号	青森県学校教育情報化推進計画について …………… 2
	○議案第2号	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針 について …………… 3
	○議案第3号	青森県文化財保護審議会委員の人事について …………… 4
	○議案第4号	障害に関する用語の表記の整理に関する規則 案について …………… 5
	○議案第5号	青森県立学校学則の一部を改正する規則案に ついて …………… 1 3
	○議案第6号	青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬 剤師に関する規則の一部を改正する規則案に ついて …………… 1 7
	○議案第7号	青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改 正する規則案について …………… 2 0
	○議案第8号	県重宝の指定及び追加指定について …………… 2 5
4	その他	
	○職員の懲戒処分の状況について ……………	2 6
5	閉 会	

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 5 年度青森県一般会計補正予算（第 6 号）案（教育委員会所管分）

議案第 1 号

青森県学校教育情報化推進計画について

文部科学省が令和 4 年 1 2 月に策定した学校教育情報化推進計画を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する法律第 9 条の規定に基づき、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策に係る計画について、別紙「青森県学校教育情報化推進計画」のとおり定める。

議案第 2 号

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針について

スポーツ庁及び文化庁が令和 4 年 1 2 月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び本県の実情を踏まえ、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」を別紙のとおり定める。

議案第 3 号

青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

斎藤山灌藤下葉村兵岡山小	藤木田條本田山 中藤田岸形	政あすか 泰信壽俊雄 茂健勝あゆみ 洋浩	人 子彦史雄次 大幸み貴子
--------------	------------------	-------------------------------	---------------------

青森県文化財保護審議会委員を委嘱する

岡岡	田田	俊康	治博
----	----	----	----

青森県文化財保護審議会委員に任命する

任期は令和 6 年 4 月 9 日から令和 8 年 4 月 8 日までとする

令和 6 年 3 月 2 5 日

青森県教育委員会

議案第4号

障害に関する用語の表記の整理に関する規則案 について

1 提案理由

「障害」の表記を用いる規則について、「障害」を「障がい」表記に改めるものとし、所要の整理等を行うため提案するものである。

2 概要

今般、知事部局において、当事者等関係者の意見を踏まえ、条例等（条例、規則、訓令及び告示）における「障害」表記を「障がい」表記に改めることから、教育委員会においても、知事部局の改正方針に準じて、関係規則について所要の整理等を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

障害に関する用語の表記の整理に関する規則案

障害に関する用語の表記の整理に関する規則を次のように定める。

障害に関する用語の表記の整理に関する規則

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第一条 青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「当該障害者」を「当該障がい者」に改め、同項第五号中「療育手帳の交付を受けている知的障害者」を「知事が交付する療育手帳（他の地方公共団体の長が交付するものを含む。）の交付を受けている者」に、「当該障害者」を「当該障がい者」に改める。

(青森県教育支援委員会の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教育支援委員会の設置等に関する規則（昭和四十九年七月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害」を「障がい」に改める。

(青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正)

第三条 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「心身障害」を「心身障がい」に改める。

(青森県営スケート場規則及び青森県武道館規則の一部改正)

第四条 次に掲げる規則の規定中「療育手帳の交付を受けている知的障害者」を「知事が交付する療育手帳（他の地方公共団体の長が交付するものを含む。）の交付を受けている者」に改める。

一 青森県営スケート場規則（昭和六十年十月青森県教育委員会規則第八号）第四条第三号

二 青森県武道館規則（平成十二年四月青森県教育委員会規則第二十八号）第五条第三号

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県立郷土館規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>(使用料の免除)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧するとき(免除する付添人は、<u>当該障がい者</u>一人につき一人までとする。) 使用料の全部の額</p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、<u>知事が交付する療育手帳(他の地方公共団体の長が交付するものを含む。)</u>の交付を受けている者及びこれらの付添人が観覧するとき(免除する付添人は、<u>当該障がい者</u>一人につき一人までとする。) 使用料の全部の額</p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧するとき(免除する付添人は、<u>当該障害者</u>一人につき一人までとする。) 使用料の全部の額</p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、<u>療育手帳の交付を受けている知的障害者</u>及びこれらの付添人が観覧するとき(免除する付添人は、<u>当該障害者</u>一人につき一人までとする。) 使用料の全部の額</p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 (略)</p>

青森県教育支援委員会の設置等に関する規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 <u>障がい</u>のある児童生徒等への教育支援の充実を図るため、青森県教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 <u>障害</u>のある児童生徒等への教育支援の充実を図るため、青森県教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。</p>

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>(返還債務の免除申請)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 被貸与者は、条例第九条第二号の規定により返還債務の全部又は一部の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書に、<u>心身障がい</u>その他やむを得ない事由のあることを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(返還債務の免除申請)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 被貸与者は、条例第九条第二号の規定により返還債務の全部又は一部の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書に、<u>心身障害</u>その他やむを得ない事由のあることを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

青森県営スケート場規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>(使用料の免除)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、<u>知事が交付する療育手帳（他の地方公共団体の長が交付するものを含む。）の交付を受けている者</u>及びこれらの付添人が使用する場合 使用料の全部の額</p> <p>四 (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、<u>療育手帳の交付を受けている知的障害者</u>及びこれらの付添人が使用する場合 使用料の全部の額</p> <p>四 (略)</p>

青森県武道館規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>(使用料の免除)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、<u>知事が交付する療育手帳（他の地方公共団体の長が交付するものを含む。）の交付を受けている者</u>及びこれらの付添人が使用する場合 使用料の全部の額</p> <p>四 (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、<u>療育手帳の交付を受けている知的障害者</u>及びこれらの付添人が使用する場合 使用料の全部の額</p> <p>四 (略)</p>

議案第5号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

青森県立青森工業高等学校等の定時制の課程の閉課程並びに青森県立青森南高等学校等の学科の設置及び廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

(1) 県立高等学校の閉課程

青森県立青森工業高等学校、青森県立弘前工業高等学校及び青森県立八戸工業高等学校の定時制の課程を閉課程することに伴う所要の整備を行うものである。

(2) 県立高等学校の学科の設置及び廃止

青森県立青森南高等学校の外国語科を募集停止し、グローバル探究科に改編するとともに、青森県立柏木農業高等学校の生活科学科を募集停止することに伴う所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

5 その他

青森県立青森南高等学校の外国語科及び青森県立柏木農業高等学校の生活科学科は、改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立青森南高等学校の項中「外国語科」を「グローバル探究科」に改

め、同表青森県立柏木農業高等学校の項中

食品科学科
生活科学科

を

食品科学科

」

に改め、同表青森県立青森工業高等学校の項中

全日制の課程	機械科	三年	を
	電気科		
	電子科		
	情報技術科		
	建築科		
	都市環境科		
定時制の課程	工業技術科	三年以上	

に改め、同表青森県立弘前工業高等学校の項中

全日制の課程	機械科	三年
	電気科	
	電子科	
	情報技術科	
	建築科	
	都市環境科	

全日制の課程	機械科	三年
	電気科	
	電子科	

	機械科	
	電気科	
	電子科	

	情報技術科	
	土木科	
	建築科	
定時制の課程	工業技術科	三年以上

を

全日制の課程		三年
	情報技術科	
	土木科	
	建築科	

に改め、同表青森県立八戸工業高等学校の項中

全日制の課程	機械科	三年
	電気科	
	電子科	
	土木科	
	建築科	
材料技術科		
定時制の課程	工業技術科	三年以上

を

全日制の課程	機械科	三年
	電気科	
	電子科	
	土木科	
	建築科	
	材料技術科	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 青森県立青森南高等学校の外国語科及び青森県立柏木農業高等学校の生活科学科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後					改正前				
別表第一					別表第一				
名称	位置	課程	学科	修業年限	名称	位置	課程	学科	修業年限
(略)					(略)				
青森県立青森南高等学校	青森市西大野二丁目	全日制の課程	普通科 グローバル探究科	三年	青森県立青森南高等学校	青森市西大野二丁目	全日制の課程	普通科 外国語科	三年
(略)					(略)				
青森県立柏木農業高等学校	平川市荒田上駒田	全日制の課程	生物生産科 環境工学科 食品科学科 (削除)	三年	青森県立柏木農業高等学校	平川市荒田上駒田	全日制の課程	生物生産科 環境工学科 食品科学科 生活科学科	三年
(略)					(略)				
青森県立青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 建築科 都市環境科 (削除)	三年	青森県立青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 建築科 都市環境科 工業技術科	三年 三年以上
(略)					(略)				
青森県立弘前工業高等学校	弘前市大字馬屋町	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木科 建築科 (削除)	三年	青森県立弘前工業高等学校	弘前市大字馬屋町	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木科 建築科 工業技術科	三年 三年以上
(略)					(略)				
青森県立八戸工業高等学校	八戸市江陽一丁目	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 土木科 建築科 材料技術科 (削除)	三年	青森県立八戸工業高等学校	八戸市江陽一丁目	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 土木科 建築科 材料技術科 工業技術科	三年 三年以上
(略)					(略)				

議案第6号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 に関する規則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

県立学校に配置している健康管理医を廃止するために提案するものである。

2 概要

学校における労働安全衛生管理体制の整備を図るため、県立学校に新たに労働安全衛生法に基づく「産業医」を学校医のほかに配置することとし、これに伴い、現行の「健康管理医」（学校医のうち、職員の保健管理について総合的に指導・助言に当たる学校医）を廃止するため、所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を改正する規則を次のように定める。

第二条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三条第二項」を「次条第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項中「あつては」を「あつては」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第二条 学校保健安全法（昭和三十三年四月法律第五十六号）第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき、学校に次に掲げる数の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>一 学校医 三人 二 学校歯科医 一人 三 学校薬剤師 一人</p> <p><u>2</u> 前項各号に掲げる数のほか、保健管理に関し特に必要があると認められる場合には、別に定める数の学校医を置く。</p> <p><u>3</u> 本条及び次条第二項の規定の適用については、分校は一の学校とみなす。</p> <p>(報酬)</p> <p>第五条 校医及び薬剤師の報酬は年額とし、その額は校医に<u>あつては二十万九千円</u>、薬剤師に<u>あつては十五万六千円</u>とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第二条 学校保健安全法（昭和三十三年四月法律第五十六号）第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき、学校に次に掲げる数の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>一 学校医 三人 二 学校歯科医 一人 三 学校薬剤師 一人</p> <p><u>2</u> 前項第一号の学校医のうち一人は、<u>学校の職員の健康管理について総合的に指導及び助言に当たる学校医とし、健康管理医と称する。</u></p> <p><u>3</u> <u>第一項各号</u>に掲げる数のほか、保健管理に関し特に必要があると認められる場合には、別に定める数の学校医を置く。</p> <p><u>4</u> 本条及び<u>第三条第二項</u>の規定の適用については、分校は一の学校とみなす。</p> <p>(報酬)</p> <p>第五条 校医及び薬剤師の報酬は年額とし、その額は校医に<u>あつては二十万九千円</u>、薬剤師に<u>あつては十五万六千円</u>とする。<u>ただし、第二条第二項に規定する学校医にあつては二十六万六千円とする。</u></p> <p>2・3 [略]</p>

議案第7号

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を 改正する規則案について

1 提案理由

三内丸山遺跡センターを構成する施設の1つとして「青森の縄文遺跡群情報発信拠点施設」（以下「情報発信施設」という。）を設置することに伴い、開所時間等について所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

(1) 開所時間

情報発信施設の開所時間は所長が別に定めるとする旨の規定を加える。【第6条関係】

(2) 休所日

情報発信施設の休所日に関する規定を加える。【第7条関係】

(3) その他

「障害」表記を「障がい」表記に改める等、所要の整備を行う。
【第3条・第10条関係】

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月26日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則

青森県三内丸山遺跡センター規則（平成三十年十月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「関すること。（遺跡及び県外に所在する資産に関するものを除く。）」を「関すること（遺跡及び県外に所在する資産に関するものを除く。）。」に改める。

第六条第一項中「センター」の下に「（青森市柳川一丁目に所在する施設（以下「情報発信施設」という。）を除く。次条において同じ。）」を加え、同条第二項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、「ときは」の下に「、前項の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 情報発信施設の開所時間は、所長が別に定める。

第七条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 情報発信施設の休所日は、次のとおりとする。

一 年末年始 十二月三十日、十二月三十一日及び一月一日

二 所内整理日 年間十日以内

第七条に次の一項を加える。

3 所長は、必要と認めたときは、前二項の休所日に開所し、又は同項の休所日以外の日に休所することができる。

第十条第一項第四号中「当該障害者」を「当該障がい者」に改め、同項第五号中「療育手帳の交付を受けている知的障害者」を「知事が交付する療育手帳（他の地方公共団体の長が交付するものを含む。）の交付を受けている者」に、「当該障害者」を「当該障がい者」に改める。

附則第二項中「第六条第二項、第七条」を「第六条、第七条第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月二十六日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

○三内丸山遺跡センター規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一～十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 北海道・北東北の縄文遺跡群（以下「縄文遺跡群」という。）の保存及び管理に関する指導及び助言に関すること（遺跡及び県外に所在する資産に関するものを除く。）。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第六条 センター（青森市柳川一丁目に所在する施設（以下「情報発信施設」という。）を除く。次条において同じ。）の開所時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 所長は、必要と認めるときは、<u>前項の開所時間を変更することができる。</u></p> <p>3 情報発信施設の開所時間は、所長が別に定める。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一～十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 北海道・北東北の縄文遺跡群（以下「縄文遺跡群」という。）の保存及び管理に関する指導及び助言に関すること。<u>（遺跡及び県外に所在する資産に関するものを除く。）</u></p> <p>二～四 (略)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第六条 センターの開所時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 所長は、<u>前項の規定にかかわらず</u>、必要と認めるときは開所時間を変更することができる。</p> <p>3 (新設)</p>
<p>(休所日)</p> <p>第七条 センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 <u>情報発信施設の休所日は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>年末年始 十二月三十日、十二月三十一日及び一月一日</u></p> <p>二 <u>所内整理日 年間十日以内</u></p> <p>3 <u>所長は、必要と認めるときは、前二項の休所日に開所し、又は同項の休所日以外の日に休所することができる。</u></p>	<p>(休所日)</p> <p>第七条 センターの休所日は、次のとおりとする。<u>ただし、所長は、特別の事情があるときは、臨時に休所することができる。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 <u>所長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休所日に開所することができる。</u></p> <p>3 (新設)</p>
<p>第十条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付を受けてい</p>	<p>第十条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付を受けてい</p>

<p>る者及びその付添人が観覧するとき（免除する付添人は、<u>当該障がい者一人につき一人までとする。</u>） 使用料の全部の額</p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、<u>知事が交付する療育手帳（他の地方公共団体の長が交付するものを含む。）</u>の交付を受けている者及びこれらの付添人が観覧するとき（免除する付添人は、<u>当該障がい者一人につき一人までとする。</u>） 使用料の全部の額</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>る者及びその付添人が観覧するとき（免除する付添人は、<u>当該障害者一人につき一人までとする。</u>） 使用料の全部の額</p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、<u>療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が観覧するとき（免除する付添人は、<u>当該障害者一人につき一人までとする。</u>）</u> 使用料の全部の額</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一～三 （略）</p>
--	--

議案第 8 号

県重宝の指定及び追加指定について

青森県文化財保護条例（昭和 5 0 年 1 2 月青森県条例第 4 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定するとともに、県重宝に追加指定する。

1 県重宝に指定するもの

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
県重宝 (建造物)	旧石戸谷家住宅	1 棟	弘前市大字川合字岡本 1 6 0 - 1	弘前市
県重宝 (建造物)	小田八幡宮八脚門	1 棟	八戸市小田 1 丁目 2 - 1	宗教法人 八幡宮

2 県重宝に追加指定するもの

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
県重宝 (考古資料)	鹿島沢古墳群出土 品（一括）	3 6 点	八戸市大字根城字東構 3 5 - 1（八戸市博物館）	八戸市

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和6年3月（2月1日～3月24日分）

青森県教育委員会

事案1 （処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 県立高等学校 教諭（30歳 男性）

②事件の概要等 わいせつ行為

令和4年8月24日、県内の公園、令和4年11月29日、県内のアパート駐車場に停めた自家用車内において、18歳未満と知りながら、女子生徒にわいせつ行為等をしたもの。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和6年2月9日

事案2 （処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 公立中学校 教諭（56歳 男性）

②事件の概要等 わいせつ行為

10年以上前、県内の農地に停めた自家用車内において、18歳未満と知りながら、女子生徒にわいせつ行為等をしたもの。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和6年2月9日

参 考 資 料

第 9 0 2 回定例会（令和 6 年 3 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1
- 議案第 1 号
青森県学校教育情報化推進計画について P 2
- 議案第 2 号
学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針について P 3 ~P15
- 議案第 3 号
青森県文化財保護審議会委員の人事について P16~P17
- 議案第 8 号
県重宝の指定及び追加指定について P18~P26

令和 5 年度一般会計補正予算（第 6 号）について（教育委員会所管分）

補正予算額	△ 2, 6 1 1, 2 0 9 千円
現計予算額	1 1 9, 8 3 9, 1 2 2 千円
補正後の予算額	1 1 7, 2 2 7, 9 1 3 千円

◎要求の主なもの

○人件費分 △ 1, 8 5 5, 3 9 2 千円

教育行政費	△ 5, 0 8 9 千円	
教職員人事費	△ 3 5 3 千円	
教育指導費	4 9 3 千円	
小学校費	△ 5 0 8, 5 9 3 千円	
中学校費	△ 7 0 5, 5 0 1 千円	
高等学校総務費	△ 4 1 1, 4 0 3 千円	
高等学校管理費	△ 3, 4 3 0 千円	
特別支援学校費	△ 1 9 6, 8 6 3 千円	
社会教育振興費	△ 6, 0 9 1 千円	
文化財保護費	△ 1, 1 6 4 千円	
三内丸山遺跡センター費	△ 1 5, 6 4 5 千円	
保健給食振興費	△ 1, 7 5 3 千円	
○事務局等分		△ 3 3, 0 3 2 千円
○学 校 分		△ 1, 8 2 2, 3 6 0 千円
精査による給与費の増減調整		

○人件費以外分 △ 7 5 5, 8 1 7 千円

教育指導費	3, 0 8 1 千円	
○語学指導を行う外国青年招致関係事業費		3, 0 8 1 千円
県公舎に入居する外国語指導助手に貸与する冷房機器を整備するのに要する経費		
総合学校教育センター費	1 6, 5 0 0 千円	
○総合学校教育センター庁舎長寿命化推進事業費		1 6, 5 0 0 千円
総合学校教育センターの電話交換機を更新するのに要する経費		
社会教育振興費	5, 9 7 3 千円	
○県立少年自然の家空気調和設備設置工事費		5, 9 7 3 千円
梵珠・種差少年自然の家の事務室等に冷房設備を整備するのに要する経費		
教育委員会費ほか 19 目	△ 7 8 1, 3 7 1 千円	
○事業費の精査		△ 7 8 1, 3 7 1 千円

青森県学校教育情報化推進計画の概要について

1 策定の趣旨

学校教育の情報化の推進に関する法律第9条の規定により、都道府県は、都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策に係る計画を策定するよう努めなければならないこととなっております。このことから、国が令和4年12月26日に策定した学校教育情報化推進計画を基に、本県における「学校教育情報化推進計画」を策定するものです。

2 策定の経過

(1) 庁内検討会議について

- ①青森県学校教育情報化推進庁内検討会議を設置（令和5年2月6日）
- ②庁内検討会議を2回開催（令和5年2月13日、令和5年10月27日）
- ③庁内検討会議ワーキンググループ会議を3回開催（令和5年3月15日、令和5年5月11日、令和5年5月中旬～下旬（紙面開催））

(2) パブリック・コメントの実施について

- ①意見募集期間
令和6年1月26日から令和6年2月26日まで
- ②提出された意見
提出された意見はありませんでした。

3 計画の内容

別添資料のとおり

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針について

1 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針策定の趣旨

令和 4 年 1 2 月、スポーツ庁及び文化庁は、平成 3 0 年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定するとともに、学校部活動の地域移行の受け皿となる地域クラブ活動（以下「新たな地域クラブ活動」という。）の在り方等も含めた「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。

また、本県の実情として、少子化の進展や教員の多忙化等の課題を踏まえ、児童生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協同の下、持続的な活動環境を整備することが重要である。

これらのことを踏まえ、現行の運動部活動の指針及び文化部活動の指針について、教職員の負担を軽減する仕組みづくりなど、教職員の負担の軽減を考慮して見直すとともに、新たな地域クラブ活動の実施に当たって留意すべき事項を盛り込んだ新たな指針を策定するものである。

2 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針策定の経過

指針策定のため、大学教授、スポーツドクター等の有識者、県 P T A 連合会、県中学校体育連盟、県中学校文化連盟、県高等学校体育連盟等の関係団体代表で構成する指針作成会議を開き、検討を行った。

（1）学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針作成会議について

①令和 5 年 6 月に設置

②令和 5 年 6 月～1 1 月にかけて 3 回開催

（2）パブリック・コメントの実施について

令和 6 年 1 月 1 5 日から 2 月 1 3 日までの 3 0 日間にわたり、県民の意見を募集した。

※結果については参考資料 2 のとおり

3 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針について

※資料のとおり

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントの結果について

1 意見募集期間

令和6年1月15日から2月13日まで

2 提出者（団体）数【総件数】

5名、1団体【27件】

3 区分別件数

※提出された意見等は、以下の7区分に整理した。

(1) 「I 学校部活動」について	13件
(2) 「II 新たな地域クラブ活動」について	4件
(3) 「III 大会等の在り方の見直し」について	3件
(4) 「IV 今後に向けて」について	1件
(5) 「V スポーツ傷害の予防と応急手当」について	0件
(6) 「VI 学校部活動及び新たな地域クラブ活動Q&A」について	2件
(7) その他	4件

4 反映状況（おおもり県民政策提案実施要綱）

(1) 文章修正等・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
(2) 記述済み・・・既に記述済みであるもの。	4件
(3) 実施段階検討・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	0件
(4) 反映困難・・・反映が困難なもの。	6件
(5) その他・・・質問や感想。施策の体系外への意見。	11件

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
I 学校部活動	1	青森県教育改革有識者会議提言書にある、部活動顧問の実質上の強制の解消を盛り込むべき。 (同様の意見が1件)	文章修正等	御意見を踏まえ修正します。
	2	青森県教育改革有識者会議提言書にある、専門外・指導経験のない部活動の受け持ちの解消を盛り込むべき。	文章修正等	
	3	「校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る」として、いながら、学校によっては、「教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行われていない」「適切な校務分掌となるよう留意されていない」場合があるようであり、文末を「図る」という努力目標ではなく指針案p3(2)キのように「構築する」と断定した言い切りにしたほうがよいのではないか。	文章修正等	御意見を踏まえ修正します。
	4	非常勤の講師にも部活の顧問を当てている現状は大問題である。指針に記載が無いと、非常勤の講師に蹴寄せがいき、違法な時間外勤務を強いる現状が変わらない。非常勤講師に部活動への関わりは一切禁止すると明記するべき。	記述済み	指針案には、校長は、部活動顧問の決定に当たって、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する(P2(2)イ)と記述しています。指針については、市町村教育委員会に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、学校部活動が適切に実施されるよう取り組んで参ります。
	5	「必要に応じ部活動指導員を積極的に任用して学校に配置」の記載について、文科省が進める部活動の社会体育化の実施にあたっては、教員ではなく部活動指導員を配置することが必須であるため「必要に応じ」という文言を削除してはどうか。	反映困難	部活動指導員は、学校の部活動において技術的な指導を行うものであり、地域移行の受け皿となる地域クラブの指導者とは異なるものです。なお、県教育委員会では、部活動指導員の配置拡充に向け、国の事業を活用しながら支援して参ります。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
I 学校部活動	6	部活動指導員に対しても、練習が過熱しないよう、指導や研修等を実施していく必要がある。	記述済み	指針案には、部活動指導員の研修について次のとおり記述しています。 ・学校の設置者は、部活動指導員に対して、学校部活動の位置付け、教育的意義、児童生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（児童生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も許されないこと、職務（校長の監督を受けることや児童生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。（P3ク）
	7	「トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること」、「休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う」といった内容は、最新のスポーツ科学の知見を取り入れ、これまでの競争至上主義・勝利至上主義的な価値観からの指導から脱却するという点で、大変有意義な項目であると考える。発達に応じた睡眠時間の確保や年齢に応じた適切な生活の仕方を身に付けさせることが重要であると考える。	その他	指針については、市町村教育委員会に固知するとともに、学校管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、適切な指導がなされるよう取り組んで参ります。
	8	スポーツ庁の指針は中学校を対象としており、小学校については記載が無いことから、小学校の部活動に係る指針全体を無くすこと。	反映困難	本県の小学校の学校部活動は社会体育への移行が進んでいますが、今も一部の小学校で学校部活動が実施されていることを踏まえ、指針案には小学校の学校部活動の在り方についても記述しているものです。
	9	小学校でも主要な大会等の時期を「ハイシーズン」（2週間以内）として活動できるようにするのはいかがか。	反映困難	指針の内容については、学識経験者、医科学関係者、学校関係者、スポーツ・文化団体関係者等で構成された指針作成会議において検討しており、その結果、小学校には「ハイシーズン」についての記述を設けないこととしたものです。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
I 学校部活動	10	子ども達へのスポーツ外傷・障害への配慮に欠ける「ハイシーズン制」を廃止すること。	反映困難	公益財団法人日本スポーツ協会から示されている「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究について（文献研究）」（以下「文献研究」という。）では、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とされており、指針案で示している「ハイシーズン」では、休養日を原則週1日以上確保するとともに、活動時間は週16時間未満となるようにしており、文献研究の基準以下となっている。また、「ハイシーズン」の活動については、生徒の健康を考慮し、次のとおり記述しています。 ・部活動顧問が生徒一人一人の状況を把握し、年齢や発達段階等に応じて、負荷が高くなりすぎないようにする。（P5中学校⑤、P6高等学校⑤） なお、指針については、市町村教育委員会に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、適切な指導がなされるよう取り組んで参ります。
	11	青森県教育改革有識者会議提言書にある、中学校部活動の原則全員入部の考え方の見直しを盛り込むべきである。	記述済み	指針案には、次のとおり記述しています。 ・学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させないようにする。（P8中学校工）
	12	練習の共同実施は、教員や部活動指導員の指導における負担を軽減し、児童生徒にとっても、他校の児童生徒と共に練習すること、お互いに切磋琢磨する良い機会となると考えられる。学校の設置者と校長のリーダーシップの下、確実に実施された。	その他	指針については、市町村教育委員会に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、適切な指導がなされるよう取り組んで参ります。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
Ⅱ 新たな地域クラブ活動	13	青森県教育改革有識者会議提言書にある、部活動の地域移行の推進について内容を盛り込むべきである。	反映困難	県教育委員会では、令和5年4月に「公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、地域移行に向けた取組を推進しています。 指針案には、新たな地域クラブ活動の実施に当たり留意すべき事項について記述しているものです。
	14	新たな地域クラブ活動において、県教委及び市町村が「指導者の資質向上に取り組むこと」、また、「適切な体養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入を行う」といった内容は、最新のスポーツ科学の知見を取り入れ、これからの脱却するという点で、大変有意義な項目であると考える。発達に合った睡眠時間の確保や年齢に応じた適切な生活の仕方を身に付けさせることが重要であると考える。	その他	指針については、市町村教育委員会や各種スポーツ・文化芸術団体等に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、適切な指導がなされるよう取り組んで参ります。
	15	「地域クラブでの指導を希望する教職員が、円滑に営利企業への従事等の許可を得られよう、規程や運用の改善に努める」といった内容は、指導の継続を希望する教員にとつて、有意義な規定であると考える。	その他	
	16	新たな地域クラブ活動において、「生徒の心身の成長に配慮して、生徒が健康な生活を原則とする」といった内容は、最新のスポーツ科学の知見を取り入れ、これからの脱却するという点で、大変有意義な項目であると考える。発達に合った睡眠時間の確保や年齢に応じた適切な生活の仕方を身に付けさせることが重要であると考える。	その他	

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
Ⅲ 大会等の在り方の見直し	17	青森県教育改革有識者会議提言書にある、休日の大会引率の解消を盛り込むべきである。	記述済み	<p>休日の大会引率に係る教職員の負担を軽減するため、指針案には、次のとおり記述しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置者は必要に応じ部活動指導員を積極的に任用して学校に配置し、教職員ではなく部活動指導員が指導や大会等の引率を担うことができる体制を構築する。（P3キ） ・学校の設置者が部活動指導員による引率を認めていない場合は、部活動指導員による引率が可能となるよう見直す。（P15（1））
	18	大会等の主催者が、「参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱」すると記載されていることにより、「部活動顧問」というだけで大会運営に参加させられることがなくなるため、昨今騒がれている教員の働き方改革という視点から有意義な項目であると考える。同時に、「同意しない顧問」に対して（半）強制的に招集がかからないよう、トップダウンで指導や配慮をする必要があると考える。	その他	指針については、市町村教育委員会や各種スポーツ・文化芸術団体等にも周知し、浸透を図って参ります。
	19	学校の設置者が「各学校の部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める」と記載されていることで、適切な部活動運営につなげていくものと考えている。しかし、適切な部活動運営にやりたい顧問もいるよう、大会参加に当たっては、部活動を熱心にやりたい顧問もいるよう、大会参加し、P17イに記載の権限や意見の方が大きい場合もある。トップダウンで確実に実施したい。	その他	
Ⅳ 今後に向けて	20	「全ての市町村が足並みを揃えて取り組んでいけるよう「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を策定し」と記載されているが、「すべての市町村が足並みをそろえて」取り組んでいくのは難しいのではないかと、それぞれ市町村ごとに実情や課題があるように思われるため、「準備が整った市町村から順次」という表現にしてはどうか。	反映困難	<p>推進計画では、令和7年度末までには、部活動ごとの課題と必要な対策を整理し、可能な部活動から地域移行を開始することとしています。</p>

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方


区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
VI な 地 域 ク ラ ブ 活 動 及 び 新 た な 地 域 ク ラ ブ 活 動 Q & A	21	オフシーズンについて、Q&Aでは長期休業中に設定できない記載となっているため、指針と整合性がとれていないのではないか。	文章修正等	御意見を踏まえ修正します。
	22	指針案Q&Aについて、大会等で食事の場面があることから、食物アレルギーについても必要な配慮等が記載されていればよいと思います。	文章修正等	御意見を踏まえ、食物アレルギーなどによるアナフィラキシーに関するQ&Aを記述します。
そ の 他	23	「教職員の長時間勤務の解消等」と「円滑な部活動の実施」は両立しないのではないかと。教職員の長時間勤務の解消の根本的な解決策の1つは、部活動の早急な社会体育化であると考えられる。	その他	学校部活動を指導する教職員の多忙化等の様々な課題を解消しつつ、児童生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、公立中学校の学校部活動の受け皿となる地域クラブを整備するなど持続可能な活動環境等を構築することが重要です。このため、県教育委員会では、令和5年4月に策定した推進計画に基づき、各市町村と連携しながら部活動の地域移行に取り組んでいるところです。その上で、学校部活動を指導する教職員の負担軽減を考慮し、指針案には、次のとおり記述しています。
	24	部活動は教育課程内の活動なのか。また、教員の勤務時間内の活動として行われるものか。勤務時間外に行われるものか。勤務時間外に発令して、時間外手当も支給されるものだと考えるが、時間外手当も支給せず、時間外勤務の命令も行っていない現状が大問題。時間外勤務を強いるのであれば、命令、手当を含めたいのであれば、部活動は勤務時間内に限るか、もしくは、全面廃止にしてほしい。	その他	適正な学校部活動数の目安を示した上で、学校の設置者が、学校部活動が適正な数となるよう指導・助言を行う。（P2（2）ア、P3キ） ・部活動顧問の決定に当たっては、教職員の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案し、適切な校務分掌となるよう留意する。（P2（2）イ） ・学校の設置者は、必要に応じ部活動指導員を積極的に任用して学校に配置し、教職員ではなく部活動指導員が指導や大会等の引率を担うことができる体制を構築する。（P3キ）
	25	指導者の人材バンクについて、持続可能な活動にするためには、「コーディネーター」の採用が必要ではないか。	その他	なお、指針については、市町村教育委員会に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、学校部活動が適切に実施されるよう取り組んで参ります。
	26	今回の指針案を保留にし、広く、現場の教職員に意見を求めるべきである。	その他	地域移行の受け皿については、自治体が地域クラブを設立すること、総合型地域スポーツクラブや各競技団体が担うことなどが想定され、市町村教育委員会と学校が、地域の実情を踏まえて検討することとしていきます。 県教育委員会では、国の事業を活用しながら各市町村の取組を支援して参ります。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）の修正内容とその理由

番号	修正箇所	修正後	修正前
1	P1 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」 策定の趣旨	パブリック・コメントでの御意見を踏まえ修正。 ○ 本指針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁及び文化庁）（以下「国のガイドライン」という。）及び本県の実情を踏まえ、現行の運動部活動の指針及び文化庁活動の指針を踏まえ、外・指導経験のない部活動の受け持ちといった教職員の負担を軽減する仕組みづくりなど、教職員の負担の軽減を考慮して見直すとともに、新たな地域クラブ活動の実施に当たって最低限留意すべき事項を盛り込んで策定する。	○ 本指針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁及び文化庁）（以下「国のガイドライン」という。）及び本県の実情を踏まえ、現行の運動部活動の指針及び文化庁活動の実施に当たって最低限留意すべき事項を盛り込んで策定する。
3	修正理由 P2 I 1 (2) イ	パブリック・コメントでの御意見を踏まえ修正。 イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等をもとに、適切な校務分掌となるよう留意する。また、適切な校務分掌となるよう留意する。また、適切な校務分掌となるよう留意する。また、適切な校務分掌となるよう留意する。	イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等をもとに、適切な校務分掌となるよう留意する。また、適切な校務分掌となるよう留意する。また、適切な校務分掌となるよう留意する。
21	修正理由 P25 VI 学校部活動 及び新たな地域 クラブ活動Q & A Q11・A11	パブリック・コメントでの御意見を踏まえ修正。 Q11 中学校、高等学校における「オフシーズン」とは何ですか。 A11 オフシーズンとは、長期休業中などにおいて各学校部活動が主体となつて定めた一定期間の休養日のことです。 指導者は、生徒の心身の状態を整えるためにオフシーズンを有効に活用する必要があります。	Q11 中学校、高等学校における「オフシーズン」とは何ですか。 A11 オフシーズンとは、各学校部活動が主体となつて定めた一定期間の休養日のほか、学校が主体となつて定めた定期テスト準備期間、年末年始休業、学校閉庁日等のことです。 指導者は、生徒の心身の状態を整えるためにオフシーズンを有効に活用する必要があります。

番号	修正箇所	修正後	修正前
	修正理由	パブリック・コメントでの御意見を踏まえ追加。	
P32	VI 学校部活動及び新たな地域クラブ活動Q & A	Q28 食物アレルギー等を含むアナフィラキシーとは、どのようなもので、どのような配慮が必要ですか。 A28 アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時かつ急激に出現した状態です。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。 活動中にアナフィラキシーが起きる可能性もあるため、アナフィラキシーに関する基礎知識、対処法などに習熟しておく必要があります。 アナフィラキシーの分類 ① 食物アレルギー 一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のことをいいます。 ② 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発されるものです。発症は非常にまれではあるが、発症した場合には、じんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり注意が必要です。 ③ 運動誘発アナフィラキシー 特定もしくは不特定の運動を行うことで誘発されるアナフィラキシー症状です。食物依存性運動誘発アナフィラキシーと違って食事との関連はありません。発症は非常にまれです。 ④ 昆虫 蚊やハチ、ゴキブリ、ガ、チョウなどがアレルギーの原因となりますが、アナフィラキシーの原因となりやすいのはハチによ	(記述なし)

番号	修正箇所	修正後	修正前
22		<p>るものです。人を刺すスズメバチ亜科とアシナガバチ亜科、ミツバチ科が問題となります。</p> <p>⑤ 医薬品 抗生物質や非ステロイド系の抗炎症薬、抗てんかん薬などが原因になります。発症の頻度は決して多いわけではありません。</p> <p>⑥ その他 用具に使われているラテックス（天然ゴム）*の接触や粉末の吸入などその原因は様々です。</p> <p>※ 注意を要する具体例：輪ゴム、ゴム手袋、ゴムを素材としたボール、ゴム風船など</p> <p>緊急時に備えた処方薬</p> <p>① 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 内服してから効果が現れるまでに30分以上かかるため、アナフィラキシーなどの緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできません。軽い皮膚症状などに対して使用するものです。</p> <p>② アドレナリン自己注射薬（エピペン®） エピペン®はアナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬です。また、一時的な緊急補助治療薬です。使用した後は速やかに医療機関を受診しなければなりません。</p> <p>※「学校のアレルギ―疾患に対する取り組みガイドライン」から引用</p> <p>※詳細はp42「関連参考資料掲載ウェブサイト」参照</p>	
P33 VI 学校部活動 及び新たな地域 クラブ活動Q & A Q29・A29		<p>Q29 万が一、事故が発生したときには、[略]</p> <p>A29 万が一、事故が発生した場合は、[略]</p>	<p>Q28 万が一、事故が発生したときには、[略]</p> <p>A28 万が一、事故が発生した場合は、[略]</p>

番号	修正箇所	修正後	修正前
22	P42 ○リンク集 ・関連参考資料 掲載ウェブサイト	(公益財団法人日本学校保健会) 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf 	(記述なし)

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針

概要版

参考資料 3
議案第2号関係

策定の趣旨 P1～

新たな地域クラブ活動とは
公立中学校の学校部活動の受け皿となる地域クラブ活動

◆少子化の進展等の課題を踏まえ、児童生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続的な活動環境を整備することが重要。このため、現行の運動部・文化部活動の指針について、教職員の負担の軽減を考慮して見直すとともに、新たな地域クラブ活動に係る留意事項も取りまとめた新たな指針を策定する。

学校部活動 P2～

運動部と文化部の指針の内容の統合・見直し

適切な運営のための体制整備

- ・活動方針、年間の活動計画、毎月の活動計画等の作成
- ・顧問の決定に当たり、適切な校務分掌となるよう留意
- ・円滑に活動できるよう適正な数※の学校部活動を設置
 - ※ 複数の顧問が配置できる学校部活動数
- ・学校の設置者は、学校部活動が適正な数となるよう指導・助言するほか、部活動指導員を積極的に配置し、部活動指導員が指導等を担う体制を構築
- ・県教育委員会は、部活動指導員等の確保のための人材バンクを整備
- ・児童生徒の多様なニーズに対応えられる指導者の養成や資質向上に取り組む

合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- ・児童生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰やハラスメントの根絶
- ・効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等
- 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- ・生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を培う
- ・スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、参加しやすくなる工夫や配慮
- ・児童生徒の意思に反して強制的に加入させない

学校部活動の地域連携

- ・学校種を越えた合同練習など、多様な交流の機会を確保
- ・地域のスポーツ・文化団体等との連携による活動を増やす

新たな地域クラブ活動 P11～

学校部活動と同様に生徒の心身の成長に配慮した活動を行うための留意事項を追加

- ・年間の活動計画、毎月の活動計画の作成・管理責任の主体の明確化
- ・児童生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰やハラスメントの根絶
- ・効率的・効果的な練習の積極的な導入等
- ・生徒の志向や体力等の状況に適した活動の機会の確保
- ・学校部活動に準じた休養日や活動時間の設定
- ・生徒が参加しやすくなるよう、地域の公共施設や学校施設を活用
- ・保護者負担の軽減、指導者や参加する生徒の保険加入
- ・活動方針や活動状況等の情報共有を含む学校との連携

大会等の在り方の見直し P14～

地域クラブの参加等のための見直し

- ・大会参加資格を、新たな地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できるように見直す
- ・部活動指導員による引率が可能となるよう見直す
- ・大会運営に従事する教職員の営利企業への従事等の許可など、適切な服務監督
- ・大会等の主催者は、参加する児童生徒の健康と安全を守るよう配慮

適切な休養日等の設定

【適切な休養日】

	平日	週休日	週合計
小学校・中学校・高校	1日以上	1日以上	2日以上

※ハイシーズン（中学校・高校が対象）

- ・主要な大会等の時期をハイシーズンとして活動できる
- ・ただし、生徒及び顧問の意思等を踏まえ、校長が設定の可否を判断
- ・ハイシーズンは3週間以内とし、期間中も週1日以上以上の休養日を確保し年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保
- ※オフシーズン
- ・児童生徒の十分な休養と多様な活動が行えるようにするため、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける

【適切な活動時間】

	平日	週休日
小学校	2時間程度	2時間程度
中学校・高校	2時間程度	3時間程度

スポーツ傷害の予防と応急手当 P19～

内容の精査

Q&A P23～

学校部活動に係る内容の見直し、新たな地域クラブ活動に関するQ&Aの追加

青森県文化財保護審議会委員人事案

担当分野		現在の委員（令和4年4月9日～令和6年4月8日）		委員候補者（令和6年4月9日～令和8年4月8日）			付記		
		氏名	住所	所属	委嘱年	氏名		住所	所属
1	建造物	岡田 俊治	弘前市	県立弘前工業高等学校 臨時講師	平成 28			再任	
		斎藤 政人	南部町	アレック情報ビジネス学院 建築科非常勤講師	平成 30			再任	
		石川 善朗	弘前市	放送大学青森学習センター 所長	平成 24	佐々木 あすか	弘前市	弘前大学人文社会科学部助教	新任
4	県重宝	山田 泰子	八戸市	八戸市美術館美術専門監	平成 30			再任	
		上條 信彦	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授	令和 4			再任	
6	考古資料	瀧本 壽史	平川市	弘前大学教育推進機構 キャリアアセンター特任教授	令和 4			再任	
		藤田 俊雄	八戸市	元八戸市立図書館長	平成 24			再任	
8	芸芸	下田 雄次	弘前市	弘前大学非常勤講師	令和 2			再任	
		葉山 茂	弘前市	弘前大学人文社会科学部 准教授	令和 4			再任	
10	民俗文化財	山田 巖子	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授	平成 15	村中 健大	十和田市	青森県民俗の会会員	新任
		岡田 康博	弘前市	三内丸山遺跡センター所長	令和 4				再任
12	名勝	兵藤 勝幸	藤崎町	藤崎造園代表	平成 30			再任	
		岡田 あゆみ	十和田市	北里大学獣医学部教授	令和 2			再任	
14	動物	山岸 洋貴	弘前市	弘前大学農学生命科学部 准教授	平成 30			再任	
		小形 浩子	平内町	元青森市立原別小学校長	令和 5			再任	

青森県文化財保護審議会 関係法令（抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

（地方文化財保護審議会）

第 190 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 （略）

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

青森県文化財保護審議会条例（昭和 50 年 12 月青森県条例第 44 号）

（設置）

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）第 190 条第 1 項の規定に基づき、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に青森県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

2 （略）

（委嘱又は任命）

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び県の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）

県重宝（建造物）の指定について

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 文化財の種別 | 県重宝（建造物） |
| 2 | 名称 | きゅういしどやけじゅうたく
旧石戸谷家住宅 |
| 3 | 員数 | 1棟 |
| 4 | 所有者 | 弘前市 |
| 5 | 所在地 | 弘前市大字川合字岡本160-1 |
| 6 | 建築年代 | 安政6（1859）年以前 |
| 7 | 構造及び形式 | |
| | (1) 建築形式 | 木造平屋建・一部中2階付 |
| | (2) 屋根形式 | 寄棟造・茅葺屋根、南・西・北面庇・銅板平葺 |
| | (3) 構造形式 | 軸組構法・小屋組は扱首組とする。 |
| | (4) 規 模 | 建築面積 350.217㎡（106.12坪）
桁 行 30.560m（エン外柱含む）
梁 間 11.460m（南・北庇除く）
軒 高 3.906m
棟 高 10.510m |
| | (5) 意 匠 | 屋根は寄棟造茅葺で大棟に煙出を載せる。小屋組は扱首組で軒は出桁造（せがい軒）である。 |
| 8 | 由緒及び沿革 | |

石戸谷家の遠祖は南部光信（津軽為信の遠祖）の居城のあった鱒ヶ沢・種里から移住し、藤代一帯の開拓を進めていたと推察され、正保2（1645）年の津軽知行高帳に菴中の村名が出ていることから、この頃までには菴中に定住していたと思われる。時を経た天明4（1784）年の「永代相渡田地之事」に菴中村庄屋孫左衛門（初代石戸谷家当主）の名前が確認できることから、この頃には菴中村の大家として地位を確立していたと推察する。旧石戸谷家住宅の建築年代を推定できる資料としては安政6（1859）年1月付けの「普請申請払帳」（改修記録・昭和46（1971）年の調査時に確認されている）や、当時の家主への聞き取り調査及び伝承などから考慮すると、旧石戸谷家住宅は文政元（1818）年以降から安政6年以前に建築され、その後、茅葺屋根の葺替と内・外装の改修工事をしたと推定できる。

9 現況

旧石戸谷家住宅は元々菟中村（元弘前市浜の町東2丁目）に建築された住居であったが老朽化のため平成21（2009）年に解体保存を行い平成27（2015）年から現在地に移築工事が進められ平成31（2019）年に工事が完了し、現在は史跡津軽氏城跡堀越城のガイダンス施設として利用されている。昭和60（1985）年に弘前市有形文化財に指定されている。

10 指定事由

日本を代表する近世末期の大規模茅葺民家で、津軽地方の最上層民家の形態を示し、後世の改造も少なく部材の残存度が高いため、県重宝として指定に値する。



県重宝（建造物）の指定について

- | | | |
|---|----------|------------------------------|
| 1 | 文化財の種別 | 県重宝（建造物） |
| 2 | 名称 | こ だ はちまんぐうやつあしもん
小田八幡宮八脚門 |
| 3 | 員数 | 1 棟 |
| 4 | 所有者 | 宗教法人八幡宮 |
| 5 | 所在地 | 八戸市小田1丁目2-1 |
| 6 | 建築年代 | 嘉永7（1854）年 |
| 7 | 構造及び形式 | |
| | (1) 建築形式 | 三間一戸 八脚門（単層） 木造 |
| | (2) 屋根形式 | 銅板菱葺 入母屋屋根（当初は柿葺又は桎葺） |
| | (3) 構造形式 | 軸組在来構法（和様） |
| | (4) 規 模 | 建築面積 20.57㎡（6.22坪） |
| | | 桁 行 6.180m |
| | | 梁 間 3.330m |
| | | 軒 高 3.860m |
| | | 棟 高 6.840m |

(5) 意 匠

寺院（天台宗「徳城寺」）の仁王門として再建された三間一戸の八脚門である。両脇前間は吹放ち、親柱筋の中央に板扉を吊り、両脇は豎羽目板腰壁の上に格子を嵌め、その後間に隋身像を安置している。屋根は入母屋屋根、軒先から箱棟に照り（反り）を施し、軒回りは二軒繁垂木、軒支輪（蛇腹支輪）、組物（出三斗）を廻し、中備（藁股・藁束）や妻飾り（懸魚・降懸魚）の装飾など特徴的で、軸組は和様で簡素な造りである。全体的に優美端嚴の趣を見せ、当時の木割法の手法に基づいた意匠が随所に残る。

8 由緒及び沿革

天喜年中（1053～1058）に源頼義が当地を平定しその鎮守として社を建立したと「八幡宮毘沙門天略縁起」に伝わる。その後、源義経が平泉から逃れて当地に毘沙門天の像を納めたとの伝承があり、以降「小田毘沙門堂」と称され八脚門は嘉永7（1854）年に再建される。明治維新の神仏分離令により、毘沙門天像胎内に納められる八幡神像を取り出して祀り、社名を「八幡宮」と改称して村社となる。

門は、神仏分離令までは「仁王門」と呼ばれ、現在でも「小田の仁王門」や「表門」と呼ばれている。

9 現況

再建当時の木割法に基づいた造作手法や意匠が随所に残る簡素な造りの八脚門である。三陸はるか沖地震で親柱・側柱がずれるなどの被害があり修復工事を施すと同時に桁葎である屋根を銅板菱葎に葎き替えた。東日本大震災時にも親柱・側柱のずれる被害に再び遭うが若干の修復で納まる。側柱の下部や妻側の親柱及び横嵌板壁の下部は風雨にさらされ防腐剤の塗布や板壁の張替などを施したものの、大きな修理や改造らしい痕跡はない。

昭和48年1月24日に八戸市有形文化財に指定されている。

10 指定事由

建立から約170年が経過しているが、屋根の葎替が桁葎を銅板菱葎に改修した以外は、増改築などによる建物根幹部の変更はなく現在に至っており、簡素な造りでありながら優美端巖の趣を見せ、当時の伝統的木割法の手法が随所に見られる貴重な八脚門であり、県重宝として指定に値する。



県重宝（考古資料）の追加指定について

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 文化財の種別 | 県重宝（考古資料） |
| 2 | 名称 | <small>かしまざわこふんぐんしゅつどひん</small> 鹿島沢古墳群出土品 <small>いっかつ</small> （一括） |
| 3 | 員数 | 36点 |
| 4 | 所有者 | 八戸市 |
| 5 | 所在地 | 八戸市大字根城字東構35-1（八戸市博物館） |
| 6 | 構造及び形式 | 土師器甕ほか（別紙のとおり） |
| 7 | 大きさ | 別紙のとおり |

8 由緒及び沿革

鹿島沢古墳群は、馬淵川右岸に広がる標高70～90mの台地に立地する7世紀前半の末期古墳群である。10基ほどが現在確認されている。

昭和33年3月に偶然発見され、同年8月に慶應義塾大学によって古墳2基が発掘された。7号墳からは、底面に川原石が敷きつめられた南北2m、東西1.05mの長方形の埋葬施設が検出された。施設内からは土師器や大刀などの鉄製品、ガラス小玉などの装身具類が元位置を保った状態で出土した。

その後、昭和43年に大久保地内でも宅地造成時に銅製の杏葉をはじめとする遺物が検出された。以上の結果、末期古墳のなかでも初現期に位置し、かつ短期間に造営されたと推定されている。

平成14年、昭和43年の出土品を主とする27点が「鹿島沢古墳群出土品(一括)」として県重宝に指定された。その後、慶應義塾大学から昭和33年出土品が八戸市に移管された。

追加指定対象は移管された慶應義塾大学発掘調査出土品を中心とする土師器甕ほか以下のとおりである。

土師器甕1点・土師器壺1点・大刀1点・刀1点・刀子2点・鉄鏃10点・
環状錫製品5点・ガラス小玉12点・錫製小玉1点・土師器坏1点・石製勾玉1点
合計 36点

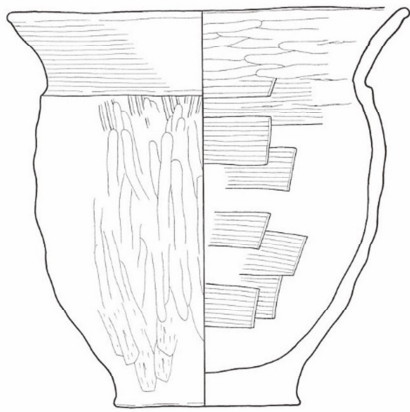
9 現況

八戸市博物館に収蔵されている。保存状態は良好である。

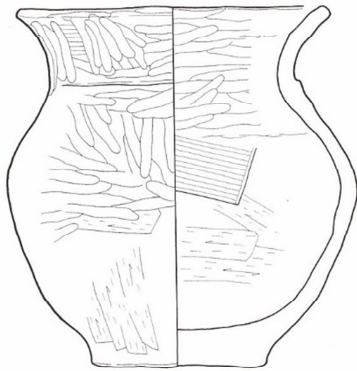
10 指定事由

平成14年時の指定理由として、「この時代には八戸地方では開発が進み、このようなすばらしい副葬品を所持するほどの支配者(豪族)が既に出現していたと思われ、古代における当該地方の状況を考察する資料として重要である。」と評価された。

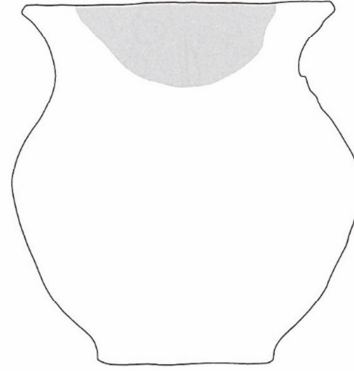
本追加対象資料は、出土状況が明確なうえ、漆や木質が残るなど保存状態も良好であり、この評価をさらに高めるものである。特に、二円孔鏢をもつ大刀や錫製玉は北東北では初例であり、支配者層の成立や地域間関係を知るうえでも重要であり、追加指定に値する。



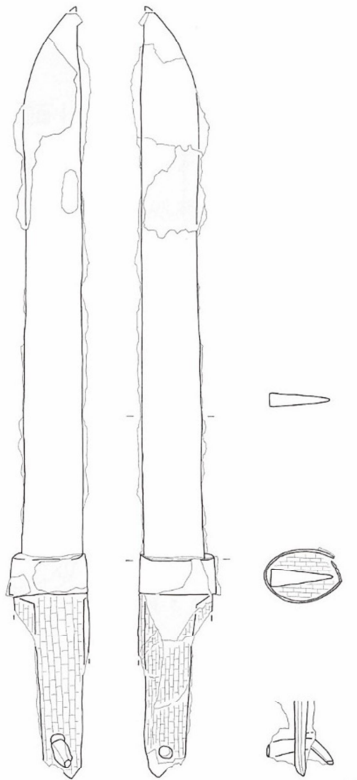
1



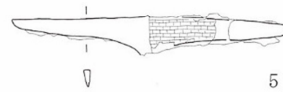
1



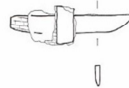
*アミ掛け部：鉄分付着 2



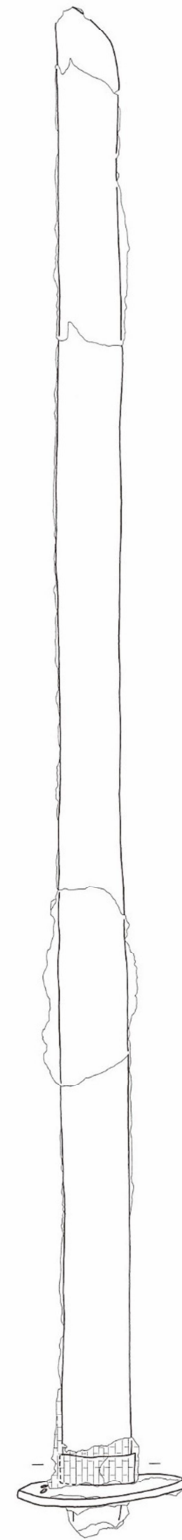
4



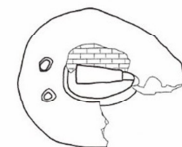
5



6



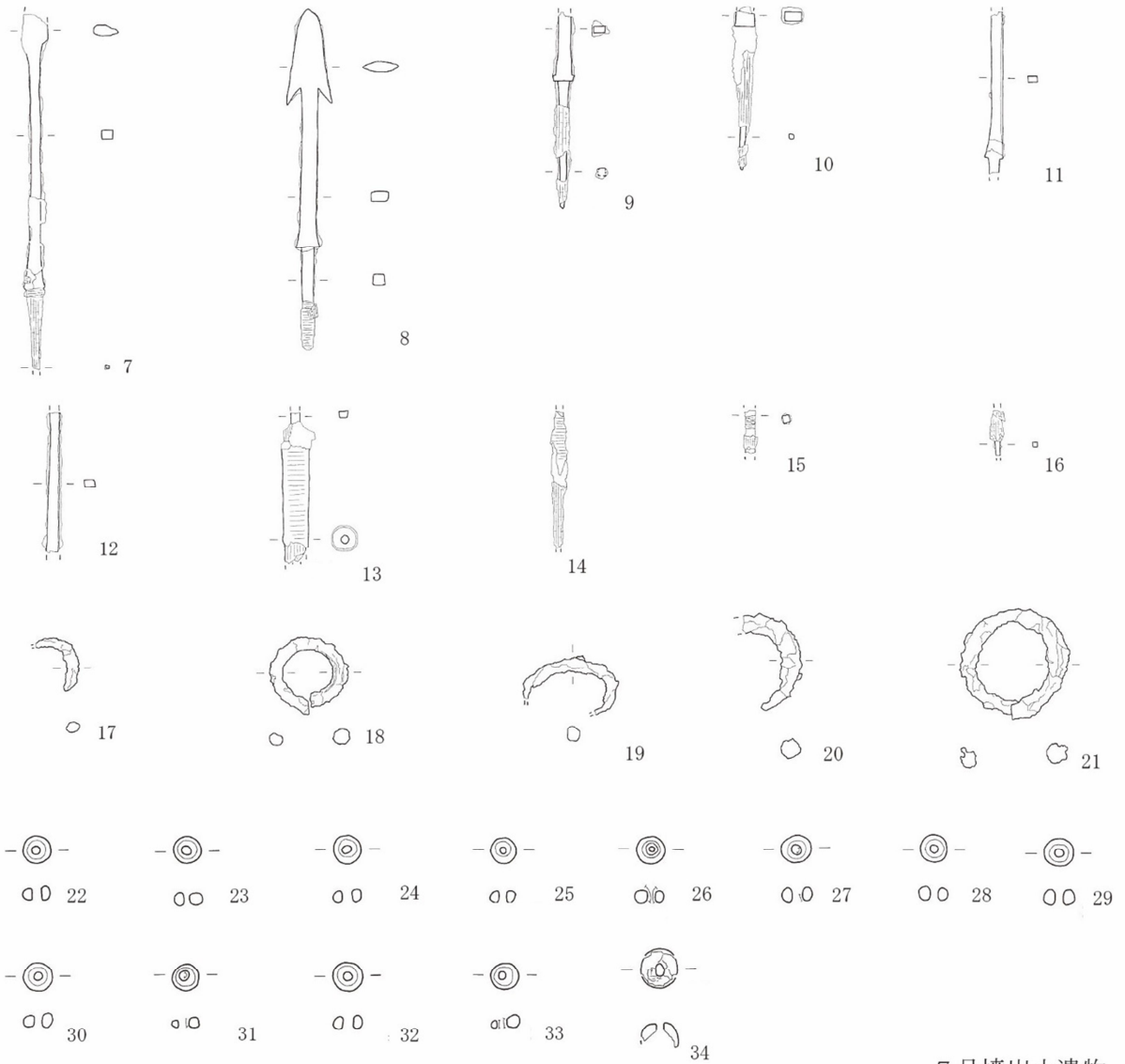
3



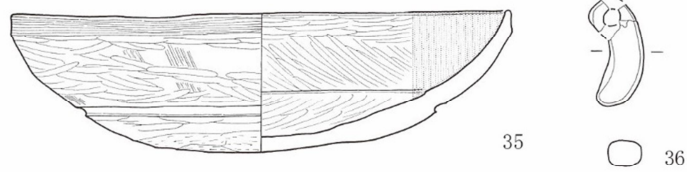
*アミ掛け部：黒色被膜付着範囲

1 ~ 6:1/3

鹿島沢古墳群出土品 (1)



7号墳出土遺物



昭和43年採集遺物

7 ~ 21, 35:1/3
22 ~ 33:1/1
34, 36:1/2

鹿島沢古墳群出土品 (2)

県重宝 番号	遺構名	種類	特徴/計測値 (cm・g)
1	7号墳	土師器甕	口:外-ナデ 内-ナデ→ミガキ 胴:外-ハケメ→ミガキ、下半-ケズリ→ミガキ 底:木葉痕/口径:16.1 器高:15.7 底径:7.5
2	7号墳	土師器壺	口:外-ナデ→ミガキ 内-ミガキ 胴:外-上半ミガキ、下半ケズリ 内→上ミガキ、中〜下ケズリ→ナデ 底:無調整/口径:12.5 器高:14.4 底径:7.0
3	7号墳	大刀	先端欠 柄及び鞘の木質残存 鉄製鍔 鉄製二凹孔鐔/全長:(61.7) 刃部:長-59.6 幅-2.6 厚-0.8 鞘:幅-(2.6) 茎:長-(1.03) 幅-2.0 厚-0.7 鍔:長-3.31 幅-1.58 厚-0.46 鐔:長-6.77 幅-5.6 厚-0.3 内:長-3.03 幅-1.95 孔径-0.33~0.46cm 0.27~0.4cm
4	7号墳	刀	鍔・木柄・目釘1個残存 刀身及び柄の一部に黒色被膜/全長:(30.4) 刃部:長-21.7 幅-2.4 厚-0.5 柄:長-7.2 幅-2.95 厚-2.2 鍔:長-3.03 幅-1.52 厚-0.3
5	7号墳	刀子	柄木質遺存/全長:(10.9) 刃部:長-5.4 幅-1.6 厚-0.3 柄:長-5.5 幅-1.4 厚-1.27
6	7号墳	刀子	柄木質遺存/全長:(4.9) 刃部:長-2.35 幅-0.75 厚-0.18 柄:長-2.55 幅-1.6 厚-
7	7号墳	鉄鍔	片刃箭式 矢柄-口巻(黒漆塗か)・木質遺存/全長:(15.0) 幅:(1.1) 厚:0.5 鍔身長:(1.1) 鍔身幅:(1.1) 頸部長:10.3 茎長:(3.4) 重:9.6
8	7号墳	鉄鍔	長三角形 矢柄-木質遺存/全長:14.4 幅:1.9 厚:0.4 鍔身長:4.1 鍔身幅:1.9 頸部長:6.7 茎長:4.3 重:10.0
9	7号墳	鉄鍔	棘閑 矢柄-木質遺存/全長:(8.2) 幅:(1.0) 厚:0.2 頸部長:(2.9) 茎長:5.3 重:4.7
10	7号墳	鉄鍔	矢柄-木質遺存/全長:(6.7) 幅:(1.1) 厚:0.4 頸部長:(0.8) 茎長:5.9 重:5.0
11	7号墳	鉄鍔	全長:(6.8) 幅:0.8 厚:0.25 頸部長:(6.2) 茎長:(0.6) 重:1.6
12	7号墳	鉄鍔	長頸鍔頸部/全長:(6.0) 幅:(0.5) 厚:0.3 重:3.2
13	7号墳	鉄鍔	茎部 矢柄-口巻(黒漆塗か)・木質遺存/全長:(6.3) 幅:1.1 厚:1.1 重:7.9
14	7号墳	鉄鍔	茎部 木質遺存/全長:(5.8) 幅:(0.75) 厚:(0.7) 重:2.6
15	7号墳	鉄鍔	茎部 木質遺存/全長:(1.8) 幅:0.4 厚:0.3 重:0.5
16	7号墳	鉄鍔	茎部 木質遺存/全長:(1.9) 幅:(0.6) 厚:0.6 重:0.4
17	7号墳	環状錫製品	残欠/長:2.3 幅:(1.8) 径:0.5
18	7号墳	環状錫製品	完形 開きあり/長:3.25 幅:3.33 径:0.6
19	7号墳	環状錫製品	完形か 開きあり/長:2.5 幅:4.1 径:0.6
20	7号墳	環状錫製品	残欠/長:4.1 幅:(2.5) 径:0.6
21	7号墳	環状錫製品	完形 開きあり/長:4.65 幅:4.65 径:0.8
22	7号墳	ガラス小玉	青色/径:0.39 厚:0.29 孔径:0.12
23	7号墳	ガラス小玉	青色/径:0.39 厚:0.19 孔径:0.12
24	7号墳	ガラス小玉	青色/径:0.39 厚:0.2 孔径:0.14
25	7号墳	ガラス小玉	青色/径:0.36 厚:0.16 孔径:0.1
26	7号墳	ガラス小玉	青色 *孔内に赤色顔料/径:0.38 厚:0.19 孔径:0.1
27	7号墳	ガラス小玉	青色 *孔内に赤色顔料/径:0.39 厚:0.21 孔径:0.21
28	7号墳	ガラス小玉	青色/径:0.38 厚:0.2 孔径:0.13
29	7号墳	ガラス小玉	青色/径:0.4 厚:0.22 孔径:0.12
30	7号墳	ガラス小玉	青色/径:0.39 厚:0.21 孔径:0.11
31	7号墳	ガラス小玉	青色 *孔内に赤色顔料/径:0.36 厚:0.19 孔径:0.15
32	7号墳	ガラス小玉	青色/径:0.4 厚:0.21 孔径:0.15
33	7号墳	ガラス小玉	青色 *孔内に赤色顔料/径:0.39 厚:0.22 孔径:0.13
34	7号墳	錫製小玉	中実か 下半欠/径:(1.0) 厚:0.7 孔径:0.3
35	-	土師器坏	口:外-ナデ 体:外-ハケメ→ミガキ 内-ミガキ→黒色処理 底:外-ケズリ、一部ミガキ/口径:19.7 器高:5.5
36	-	石製勾玉	コハク製 孔部一部欠/長:(2.8) 幅:0.9 厚:0.73 孔径:(0.42) 重:0.9

